

改 正 後	現 行
<p>別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1～第 17 （略）</p> <p>別表～別記様式 （略）</p> <p>附則 1～附則 3 （略）</p> <p>附則 4</p> <p>第 1 総則（略）</p> <p>第 2 項目別記載要領</p> <p>1 自動車の構造等</p> <p>1-0 ～ 1-24 （略）</p> <p>1-25 騒音</p> <p>騒音規制区分は次の例により記載する。</p> <p>例 平成 26 年騒音規制</p> <p>H 26 年騒音規制</p> <p>また、平成 28 年騒音規制に適合する場合は、次の例により記載する。</p> <p>例 H 28 年騒音規制 M 1 A 1 A</p> <p>（「M 1 A 1 A」は車両カテゴリを表す。）</p> <p>平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による車両カテゴリは、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。</p> <p>1 桁目から 4 桁目（車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別）</p>	<p>別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1～第 17 （略）</p> <p>別表～別記様式 （略）</p> <p>附則 1～附則 3 （略）</p> <p>附則 4</p> <p>第 1 総則（略）</p> <p>第 2 項目別記載要領</p> <p>1 自動車の構造等</p> <p>1-0 ～ 1-24 （略）</p> <p>1-25 騒音</p> <p>騒音規制区分は次の例により記載する。</p> <p>例 平成 26 年騒音規制</p> <p>H 26 年騒音規制</p> <p>また、平成 28 年騒音規制に適合する場合は、次の例により記載する。</p> <p>例 H 28 年騒音規制 M 1 A 1 A</p> <p>（「M 1 A 1 A」は車両カテゴリを表す。）</p> <p>平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による車両カテゴリは、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。</p> <p>1 桁目から 4 桁目（車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別）</p>

	1 桁 目 及 び 2 桁 目	3 桁目	4 桁目		
			協定規則第 41 号又は第 51 号のフェ ーズ 1 の要 件を適用	協定規則第 51 号のフェ ーズ 2 の要 件を適用	<u>協定規則第 51 号のフ ェーズ 3 の 要件を適用</u>
(略)			(略)	(略)	<u>3</u>

※1～※3 (略)

5 桁目 (特例措置の適用)

	特例措置の内容
A	特例措置なし
B	N 1 カテゴリから派生したM 1 カテゴリの車両 (技術的最大許容質量が2.5トンを超え、かつ、Rポイントの地上からの高さが850mmを超えるものに限る。)
C	オフロード仕様の車両 (ただし、M 1 カテゴリの車両にあつては技術的最大許容質量が2 トンを超えるものに限る。)
D	車いすを収容するために製造・変更されたM 1 カテゴリの車両
E	防弾性能を有した車両
F	M 3 カテゴリの車両であつて、ガソリンのみを燃料とするもの
G	技術的最大許容質量が2.5トン以下のN 1 カテゴリの車両で、排気量が660cc以下、最高出力を技術的最大許容質量で除した値が35kW/t以下、フロントアクスル中心とRポイントとの水平距離が1,100mm未満のもの
H	N 1 カテゴリ及びN 1 カテゴリから派生したM 1 カテゴリの車両であつて、技術的最大許容質量が2.5トン以下、Rポイントの地上高さが800mm

	1 桁 目 及 び 2 桁 目	3 桁目	4 桁目		
			協定規則第 41 号又は第 51 号のフェ ーズ 1 の要 件を適用	協定規則第 51 号のフェ ーズ 2 の要 件を適用	<u>(新設)</u>
(略)			(略)	(略)	<u>(新設)</u>

※1～※3 (略)

5 桁目 (特例措置の適用)

	特例措置の内容
A	特例措置なし
B	N 1 カテゴリから派生したM 1 カテゴリの車両 (技術的最大許容質量が2.5トンを超え、かつ、Rポイントの地上からの高さが850mmを超えるものに限る。)
C	オフロード仕様の車両 (ただし、M 1 カテゴリの車両にあつては技術的最大許容質量が2 トンを超えるものに限る。)
D	車いすを収容するために製造・変更されたM 1 カテゴリの車両
E	防弾性能を有した車両
F	M 3 カテゴリの車両であつて、ガソリンのみを燃料とするもの
G	技術的最大許容質量が2.5トン以下のN 1 カテゴリの車両で、排気量が660cc以下、最高出力を技術的最大許容質量で除した値が35kW/t以下、フロントアクスル中心とRポイントとの水平距離が1,100mm未満のもの
H	N 1 カテゴリ及びN 1 カテゴリから派生したM 1 カテゴリの車両であつて、技術的最大許容質量が2.5トン以下、Rポイントの地上高さが800mm

以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が300～1,500mm の間にあり、排気量が660ccを超え1,495cc未満であって後輪駆動のもの

騒音値は、細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に基づいて測定した場合は測定値又は設計値を記入する。

また、協定規則第41号又は協定規則第51号に基づいて測定した場合は測定値又は設計値（近接排気騒音を除く。）を記載する。この場合、近接排気騒音の測定については複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあつては、最大となるモードで測定した値のみを記載すること。測定値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、定常走行騒音は指定速度（整数値）（複数ある場合は最大の速度）を（ ）書で、近接排気騒音にあつては測定時の原動機回転数を次の例により付記する。

また、平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものにあつては、騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよく、平成28年騒音規制が適用されるものにあつては、近接排気騒音以外の騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよい。

近接排気騒音欄の記載例

規制区分及び騒音値		記載例
平成28年騒音規制が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値）を記載	96/4500
平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものする場合	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載	94/4500
	騒音値の記載を省略する場合	-/4500
上記以外の多仕様自動	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を	94/4500

以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が300～1,500mm の間にあり、排気量が660ccを超え1,495cc未満であって後輪駆動のもの

騒音値は、細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に基づいて測定した場合は測定値又は設計値を記入する。

また、協定規則第41号又は協定規則第51号に基づいて測定した場合は測定値又は設計値（近接排気騒音を除く。）を記載する。この場合、近接排気騒音の測定については複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあつては、最大となるモードで測定した値のみを記載すること。測定値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、定常走行騒音は指定速度（整数値）（複数ある場合は最大の速度）を（ ）書で、近接排気騒音にあつては測定時の原動機回転数を次の例により付記する。

また、平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものにあつては、騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよく、平成28年騒音規制が適用されるものにあつては、近接排気騒音以外の騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよい。

近接排気騒音欄の記載例

規制区分及び騒音値		記載例
平成28年騒音規制が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値）を記載	96/4500
平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものする場合	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載	94/4500
	騒音値の記載を省略する場合	-/4500
上記以外の多仕様自動	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を	94/4500

車	記載		車	記載	
1-26~28 (略)	附則 5~附則 6 (略)		1-26~28 (略)	附則 5~附則 6 (略)	
附則	<u>R 4. 10. 7 改正 (国自審第 1512 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. 本改正規定は、令和 4 年 10 月 8 日より施行する。</u>		<u>(新設)</u>		